

令和 7 年度

相模原市エコアクション21認証取得支援補助金のご案内

さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例(平成24年相模原市条例第88号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、市内の中小規模事業者による脱炭素に向けた取組を促進するため、エコアクション21(以下「EA21」という。)の認証・登録を取得した中小規模事業者に対し、認証・登録を取得するために要した経費を補助します。

(※1)エコアクション21:環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム

目次

- 1 補助金の概要…………… P2
 - ・ 補助対象者…………… P2
 - ・ 補助金の対象経費及び交付額…………… P3
 - ・ 申請期間と申請書類の提出方法…………… P3
 - ・ その他の注意事項…………… P3
- 2 手続きの流れ…………… P4
- 3 申請に必要な書類…………… P5
- 4 お問い合わせ先・市のホームページ…………… P5

令和7年度 申請期間

令和8年2月2日(月)～令和8年3月3日(火) **必着**

はじめにご確認ください！

- 申請はEA21の認証・登録の取得後です。
- 令和 7 年4月1日～令和 8 年3月3日までに取得が完了した方が対象です。
- 先着順のため、上記申請期間内であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。なお、予算額を超えた日に複数の交付申請があった場合は、抽選(くじ引き)により予算の範囲内で補助事業を選定します。
- 申請時、請求時に係る送料等は申請者本人のご負担となります。

1 補助金の概要

補助対象者(補助金を申請できる方の要件)

一般財団法人持続性推進機構による認証制度(EA21)の認証・登録を取得している中小規模事業者((※)以下条文を参照)であって、次に掲げる全ての要件をみたすもの

【要件】

- 1 市税に滞納がないこと
- 2 令和7年4月1日以降にEA21の認証・登録を初めて取得した事業者であること。ただし、国、他の地方公共団体及びその他の団体から同種の補助金または助成金の交付を受けた事業者を除く。

上記にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付を受けることができません。

- ×相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- ×相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団
- ×法人その他の団体で、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(※)中小規模事業者とは、条例第11条に規定する事業者をいいます。

「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」

第11条 市は、事業活動に伴うエネルギーの使用量が中小規模である事業者として規則で定めるもの(以下「中小規模事業者」という。)による自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例施行規則」

第3条 条例第11条の規則で定める事業者(以下「中小規模事業者」という。)は、市内に事業所を有する事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条第3項に規定する特定事業者、同法第19条第2項に規定する特定連鎖化事業者、同法第31条第2項に規定する認定管理統括事業者、同項第2号に規定する管理関係事業者、同法第105条第2項に規定する特定貨物輸送事業者、同法第113条第2項に規定する特定荷主、同法第117条第2項に規定する認定管理統括荷主、同項第2号に規定する管理関係荷主、同法第129条第2項に規定する特定旅客輸送事業者、同法第134条第2項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者及び同項第2号に規定する管理関係貨客輸送事業者
 - (2)神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)第4条第2項に規定する特定大規模事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、市内に事業所を有する事業者であって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者は、中小規模事業者とする。

補助金の対象経費及び交付額

補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)とは、市内に所有する事業所についてEA21の認証・登録を新規に取得するために要した審査費用(交通費・宿泊費を除く。)及び認証・登録費用をいいます。(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

補助金の交付額

補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費(審査費用及び登録費用)とし、25万円を上限とする。なお、市外に所有する事業所と同時にEA21を取得する場合などにおいて、補助対象経費との区分が困難な場合には、従業員数による按分により、補助金の額を算定する。

※算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

例1)EA21の認証範囲が市内事業所のみ

審査費用(税抜き):100,000 円

認証・登録料(税抜き):50,000 円の場合

・補助金額 150,000 円(100,000+50,000)

例2)EA21の認証範囲に市外事業所も含まれる

市内従業員数:10人 市外従業員数:5人

審査費用(税抜き):100,000 円

認証・登録料(税抜き):50,000 円の場合

・補助金額 100,000 円($(100,000+50,000) \div 15$ (総従業員数) $\times 10$ (市内従業員数))

申請期間と申請書類の提出方法

EA21認証・登録の取得後において、令和8年2月2日(月)～3月3日(火)までに必着で提出すること。

【申請書類の提出方法】

申請書類を作成し、郵送もしくはゼロカーボン推進課の窓口へ提出してください。

(郵送・提出先)

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

(宛先)

相模原市環境経済局環境部ゼロカーボン推進課

エコアクション21認証取得支援補助金担当 宛

※ゼロカーボン推進課窓口にて提出する場合、窓口にて申請書類の不備確認や審査は行いません。

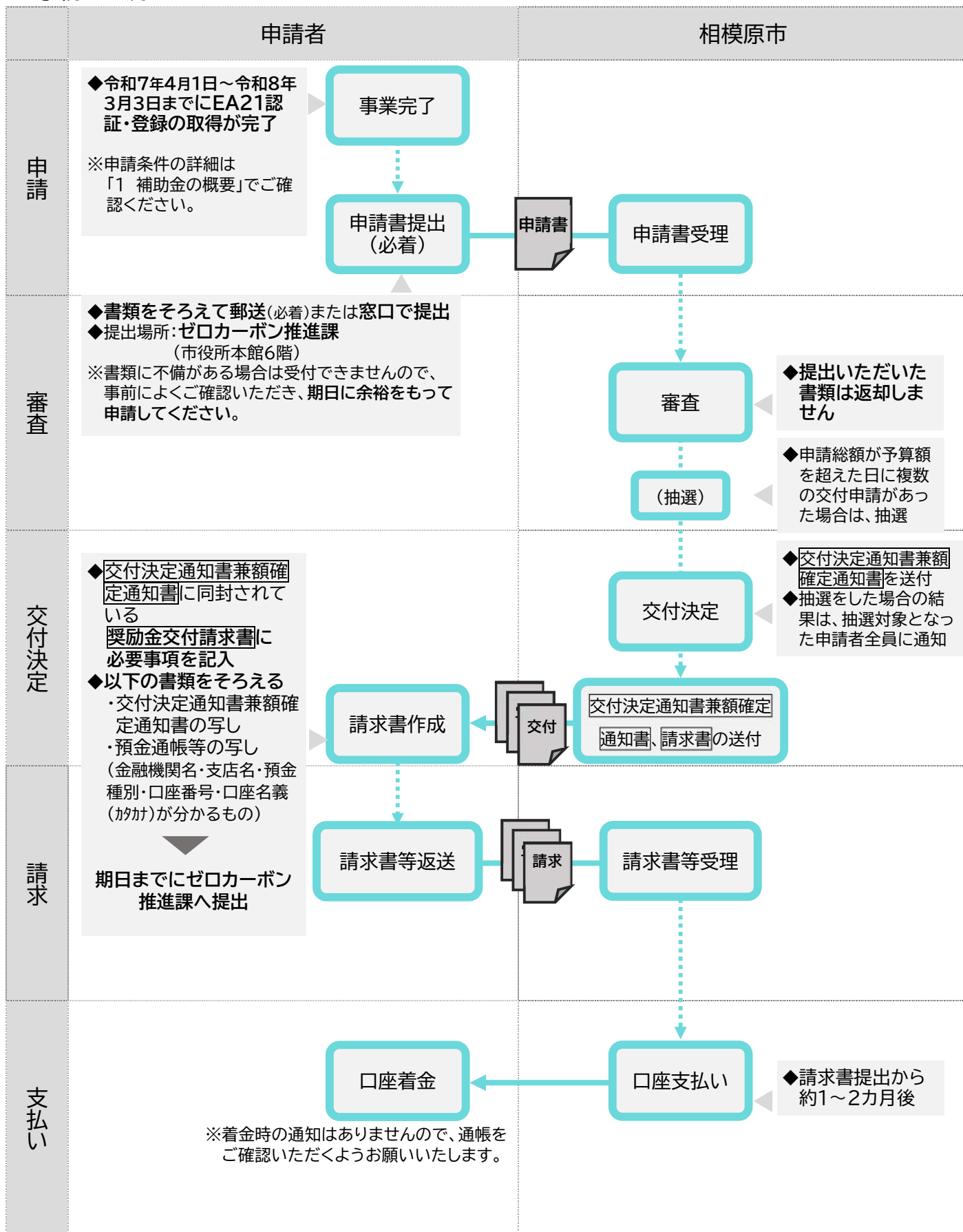
※申請に関する郵送料などは、申請者負担となります。

その他の注意事項

交付決定の取消及び補助金の返還について

偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付の決定の際に附した条件に違反した者があるときは、その決定を取り消すことがあります。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その者に対して期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることがあります。

2 手続きの流れ



3 申請に必要な書類

※手書きで作成する場合は、ボールペンで記入してください。

鉛筆、消せるボールペン、修正液、修正テープは使用できません。

※各種様式における押印について

様式や記入例に特別な指定がない限り、氏名を本人が自署する場合は押印不要です。自署又は押印がない場合は、本人確認書類等による確認が必要になります。

法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者氏名を記入し、代表者印の押印が必要です。

市ホームページに「様式」と「記入例」を掲載しています。

	No.	提出書類
☐	1	相模原市エコアクション21認証取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
☐	2	会社概要、組織概要、又はこれに類するもの(なお、市外に所有する事業所と同時にEA21を取得する場合などにおいて、補助対象となる経費と補助対象とならない経費の区分が困難な場合、各事業所の従業員数が確認できる書類の写しをあわせて提出すること)
☐	3	【申請者が法人の場合】 申請日より3か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し 【申請者が個人事業者の場合】 所管税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業届出書又は所管税務署の受付印のある直近の所得税の確定申告書B第一表の写し ※上記写しに個人番号がある場合は、必ず黒塗りにして提出してください。
☐	4	相模原市が発行する未納の税額がない証明書
☐	5	暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第2号様式)
☐	6	【申請者が法人の場合】 役員等氏名一覧表(第3号様式)
☐	7	EA21の認証・登録証の写し
☐	8	審査及び認証・登録に要した費用の内訳がわかる書類及びこれを支払ったことが確認できる書類の写し
☐	9	環境経営レポート
☐	10	チェックシート

4 お問合せ先・市のホームページ

(市 HP)

○お問い合わせ先

相模原市役所ゼロカーボン推進課 電話:042-769-8240

○市ホームページ

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/1026502/1027882/1029831.html>

